

令和6年度（令和7年4月1日任用） 大田区環境技術調査員 募集案内

1 応募受付期間

令和6年12月16日（月） ～ 令和7年1月31日（金）

※詳細は「7 申込み方法」に記載しています。

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
若干名	<ol style="list-style-type: none">1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第6項に基づく届出に関する事。2 前号の届出による大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づく区内建築物における現場調査に関する事。3 その他前2号に準ずると環境対策課長が認める事項

職務内容の一例・・・解体現場等に立ち入り、石綿の事前調査がなされているか、看板が掲示されているか、必要な書類が備わっているか等を聞き取り確認していただきます。それに伴う事前準備や報告書の作成もあります。

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保証するものではありません。
勤務場所	大田区役所本庁舎8階 環境清掃部環境対策課 （大田区蒲田五丁目13番14号） ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	・週4日 ・1日7時間45分（週31時間） ・8時30分から17時15分まで（休憩時間60分） ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。
休日	・原則、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの間で1日とし、固定された曜日が週休日となります（1週間に3日）。 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 （週休日と休日が重なった場合、当該日は休日とせず、週休日となります。） （1）国民の祝日に関する法律に規定する休日

	(2) 年未年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし(1)を除く。） (3) 国の行事が行われる日で規則で定める日 注）職務内容に応じ、上記の週休日及び休日とは異なる場合もあります。
休暇	1年度につき10日（初年度）の年次有給休暇や夏季休暇（日を単位として3日）、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
報酬額	月額 228,960円（報酬額Bの額）
諸手当（相当額）	期末手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額が支給されます。
社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。 （注）大田区の他の会計年度任用職員の職との兼業はできません。

注）記載されている報酬額等については、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 石綿含有建材に関する実務経験を有すること。
- (2) 建築工事に関する実務経験を有すること。
- (3) 官公庁における建築行政又は環境行政に関する実務経験を有すること。
- (4) 上記『2採用予定人数及び職務内容』に掲げる職務を的確かつ円滑に遂行するための知識又は経験を有すること。

地方公務員法第16条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 大田区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※平成11年改正前民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因と

するもの以外)は受験できません。

5 選考方法

採用選考は、事前提出による筆記(作文)及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

○判断基準

筆記(作文)及び面接における判定の基準については、以下のとおりです。

【筆記(作文)】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。
職務への理解度	職務を進めるうえで必要とされる事項として挙げているものが妥当なものか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な知識及び技能はあるか。実務経験はあるか。
積極性 (熱意・意欲)	大田区環境技術調査員としての職責を担う意欲は十分か。経験を立入調査等に活かすことができるか。
勤勉性	人柄、性格、態度等が職責にふさわしいか。真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。ストレス耐性は十分にあるか。

6 合格者の発表方法

2月下旬頃、受験者全員に郵送にて通知します。

7 申込み方法

提出書類	採用選考申込書(写真貼付)、資格を有する場合は証明するものの写し、筆記(作文)課題
筆記(作文)	【課題】 「大田区環境技術調査員として、石綿含有建材の除去を伴う作業現場への立入調査にどのように取り組みたいか、あなたの考えを述べなさい。」 ※字数400字程度とし、自書によるものとします。 ※様式は、A4横書き原稿用紙(マスの色は問いません)。

(1) 提出方法

提出書類一式を入れた封筒の表に「大田区環境技術調査員受験申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、令和7年1月31日(金)まで(当日消印有効)に下記の宛て先に郵送または持参にてお申込みください。

※郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故につい

ては責任を負いません。

※持参の場合の受付は、平日9時から17時までです。(土、日、祝日は受け付けません。)

(2) 宛て先(持参先)

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号(大田区役所8階)

大田区 環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

(3) 面接実施のお知らせ

申込書類受付後、面接日(2月中旬予定)等詳細については、電話で連絡します。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間(採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

大田区役所案内図

JR京浜東北線
東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約1分

京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分



《申込・問合せ先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区環境清掃部環境対策課環境調査指導担当（本庁舎8階南側23番窓口）

電話 03-5744-1369 FAX 03-5744-1532

HP アドレス <https://www.city.ota.tokyo.jp/>